

1. がん医療の均てん化

(1) 目標項目

- ・ がんによる死亡者の減少、患者のQOL向上を目指したがん医療の推進
- ・ 放射線及び外来化学療法を実施できる体制整備
- ・ 緩和ケア及び在宅医療の充実
- ・ 地域連携の推進
- ・ がん医療に関する相談支援及び情報提供

(2) 数値目標と各機関等のアクションプラン

項目	計画当初	現状	目標年次 (平成 24 年度)
がんの年齢調整死亡率の減少	年齢調整死亡率(75歳未満) (人口 10 万人対) 男性 110.2 人 女性 59.3 人 (平成 17 年)	年齢調整死亡率 (75 歳未満) (人口 10 万人対) 男性 107.7 人 女性 58.6 人 (平成 20 年)	年齢調整死亡率 (75 歳未満) (人口 10 万人対) 減少率 20% (平成 29 年度末)
医療機関の整備			
地域がん診療連携拠点病院	5 病院	5 病院	5 病院 (平成 22 年度)
放射線療法及び化学療法の推進並びに医療従事者の育成			
放射線療法及び外来化学療法を実施できる体制の整備	—	5 病院	5 病院
緩和ケア			
緩和ケアチームを有するがん診療を行う医療機関の整備	2 病院	5 病院	5 病院
緩和ケア病棟を有する病院数	1 病院	1 病院	5 病院
地域連携の推進			
五大がんに関する地域連携クリティカルパスの導入	—	一部導入	導入
がん医療に関する相談支援及び情報提供			
相談支援センターの整備	5 病院	5 病院	5 病院 (平成 22 年度)
がんに係る退院患者平均在院日数	42.1 日 (平成 17 年)	26.4 日 (平成 20 年)	35.1 日

① がんによる死亡者の減少、患者のQOL向上を目指したがん医療の推進

行政	県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県及び地域がん診療連携拠点病院の診療成績及び診療機能（機器整備、専門医の状況含む）公表 ・ がん診療を担う医療機関の診療体制等を把握し、医療計画へ反映 ・ 退院患者平均在院日数の短縮を図る。
	市町	<ul style="list-style-type: none"> ・ がん診療を行っている医療機関の医療機能を県等の情報をもとに把握するとともに、住民への情報提供を行う。
医療機関		<ul style="list-style-type: none"> ・ がん診療を行う医療機関は、診療ガイドラインに準ずる標準的治療を実施するとともに、がん性疼痛等の身体症状の緩和や精神心理的な問題に対応し、治療の初期段階から緩和ケアを実施 ・ 県がん診療連携拠点病院は、県がん診療連携協議会を設置するとともに、必要に応じて緩和ケア部会等の部会を設置することにより、地域の特性に応じた連携体制を構築
関係団体（看護協会、薬剤師会等）		<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門職の質の向上のための研修会の開催
県民、患者・家族		<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内のがん医療機能の現状を知るとともに、今後必要な医療機能について提案

② 放射線療法及び化学療法の推進並びに医療従事者の育成

行政	県	<ul style="list-style-type: none"> ・ がん診療を担う医療機関における放射線療法及び化学療法に関する実施状況や体制の把握、医療計画への反映 ・ 様々ながんの病態に応じ、手術、放射線療法及び化学療法を効果的に組み合わせた集学的治療が求められており、それぞれを専門的に行う医師の養成を図る。 ・ 看護職員、薬剤師、診療放射線技師等の医療従事者が協力して治療に当たる態勢を強化するとともに、専門的知識・技術の向上を図るため、必要な研修を行う。
	市町	<ul style="list-style-type: none"> ・ がん診療を行っている医療機関の医療機能を県等からの情報をもとに把握し、必要に応じて住民への情報提供を行う。
医療機関		<ul style="list-style-type: none"> ・ がん診療を行う医療機関は、診療ガイドラインに準ずる標準的治療を実施 ・ がん診療連携拠点病院は、専門的な放射線療法や化学療法を提供する体制を整備するとともに、集学的治療が実施されるようキャンサーボード（手術、放射線療法及び化学療法に携わる専門的知識及び技能を有する医師その他の専門を異にする医師等によるがん患者の症状、状態及び治療方針等を意見交換・共有・検討・確認等するためのカンファレンスをいう。）を設置し、定期的を開催する等により、診療科間の連携を促進 ・ 緩和ケアの知識及び技能を修得しているがん診療に携わる医師数を増加させる。

	<ul style="list-style-type: none"> すべてのがん診療に携わる医師が研修等により、緩和ケアについての基本的な知識を習得する。 国立がんセンターが実施するがん診療に関する専門研修に参加する。
関係団体（看護協会、薬剤師会等）	<ul style="list-style-type: none"> 専門職の質の向上のための研修会の開催等
県民、患者・家族	<ul style="list-style-type: none"> 県内のがん医療機能の現状を知るとともに、今後必要な医療機能について提案

③ 緩和ケア及び在宅医療の充実

行政	県	<ul style="list-style-type: none"> 開催指針に準拠したがん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会が円滑に実施されるよう関係団体等と連携し、必要な支援を実施 がん診療を担う医療機関における緩和ケアに関する実施状況や体制の把握、医療計画への反映 緩和ケアに関する専門的な知識及び技能を有する緩和ケアチームを設置している拠点病院等がん診療を行っている医療機関を整備する 在宅等生活の場で療養をしている患者に対しては、関係機関が連携を深め、患者の意向に沿った緩和ケアや診断、治療などを切れ目なく提供するよう努める。 在宅での看取りを含む終末期医療のあり方については、国民的なコンセンサスを形成していくことが重要であることから、今後とも、国の動向等情報収集に努める。 在宅医療体制の充実に向けて、通所サービスに加え、短期入所サービスの要望もあることから、現在の療養通所介護施設の機能を充実する。 医療ニーズのある要介護者の増加に対応し、医療と介護の連携や保健福祉サービスと連携した在宅医療の充実、地域ケアの確保等を図るため、在宅医療を担う人材のネットワークづくり、在宅医療・訪問看護等を担う人材の養成・支援のための枠組みを整備・強化する。
	市町	<ul style="list-style-type: none"> がん診療を行っている医療機関の医療機能を県等からの情報をもとに把握するとともに、住民への情報提供を行う。
医療機関	<ul style="list-style-type: none"> がん診療を行う医療機関は、がん性疼痛等の身体症状の緩和や精神心理的な問題に対応し、治療の初期段階から緩和ケアを実施 がん診療連携拠点病院は、緩和ケアチームを配置し、専門的な緩和ケアを実施するとともに、緩和ケア外来を設置 また、緩和ケアや在宅医療に携わる医療従事者を対象とした緩和ケアに関する相談窓口を設置 がん診療連携拠点病院は、開催指針に準拠したがん診療に携わる 	

	<p>医師に緩和ケア研修会をはじめとした医療従事者に対する緩和ケアに関する研修を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緩和ケアの知識及び技能を修得しているがん診療に携わる医師数を増加させる。 ・ すべてのがん診療に携わる医師が、研修等により緩和ケアについての基本的な知識を習得する。 ・ 緩和ケアチームやホスピス・緩和ケア病棟、在宅療養支援診療所等による地域連携の推進
関係団体（看護協会、薬剤師会等）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門職の質の向上のための研修会の開催等 ・ 県看護協会は、家族のレスパイトケアを含め、医療管理や専門的な看護ケアが必要な重度の要介護者等が住み慣れた地域で暮らせるよう訪問看護ステーションと協働で運営している療養通所介護施設の機能を拡充する。
県民、患者・家族	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内のがん医療機能の現状を知るとともに、今後必要な医療機能について提案

④ 地域連携の推進

行政	県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県がん診療連携協議会の支援を行う ・ 行政機関をはじめ、歯科医療機関を含む関係医療機関等において、積極的に話し合いを進め、がん医療に関する地域連携を構築するよう努める。
	市町	<ul style="list-style-type: none"> ・ がん診療を行っている医療機関の医療機能を県等からの情報をもとに把握
医療機関		<ul style="list-style-type: none"> ・ 県がん診療連携拠点病院は、県がん診療連携協議会を設置するとともに、必要に応じて緩和ケア部会等の部会を設置することにより、地域の特性に応じた地域連携体制を構築 ・ がん診療連携拠点病院を含む専門的ながん医療を提供する医療機関は、セカンドオピニオンを提示する体制を整備する。 ・ 五大がん（肺がん、胃がん、肝がん、大腸がん、乳がん）に関する地域連携クリティカルパスを整備する ・ 日頃から連携する医療機関等の間での情報交換や、地域連携クリティカルパスの構築に向けた取組みを促進する。 ・ 在宅等生活の場で療養をしている患者に対しては、関係機関が連携を深め、患者の意向に沿った緩和ケアや診断、治療等を切れ目なく提供するよう努める。
関係団体（看護協会、薬剤師会等）		<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門職の質の向上のための研修会の開催等 ・ 行政機関をはじめ、歯科医療機関を含む関係医療機関等において、積極的に話し合いを進め、がん医療に関する地域連携を構築するよう努める。 ・ 在宅等生活の場で療養をしている患者に対しては、関係機関が連

	携を深め、患者の意向に沿った緩和ケアや診断、治療等を切れ目なく提供するよう努める。
県民、患者・家族	・ 県内のがん医療機能の現状を知るとともに、今後必要な医療機能について提案

⑤ がん医療に関する相談支援及び情報提供

行政	県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談支援センターにおける情報提供体制の充実 ・ がんに関する情報を掲載したパンフレットの配布医療機関数を増加させる。 ・ パンフレットや患者必携等に含まれる情報をすべてのがん患者及びその家族が入手できるよう情報提供体制を整備する。 ・ 拠点病院における診療実績、専門的ながん診療を行う医師及び臨床試験の実施状況に関する情報等を更に充実させる。 ・ 住み慣れた家庭や地域での療養を選択できる患者数を増加させる。 ・ がんに係る各段階の医療を担う具体的な医療機関名を、インターネット等を通じて公表する
	市町	<ul style="list-style-type: none"> ・ がん診療を行っている医療機関の医療機能を県等からの情報をもとに把握し、必要に応じて情報提供を行う。
医療機関		<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談支援体制における情報提供体制の充実 ・ 各医療機関は、診療の実施状況等について、ホームページ等により情報公開をしていく。 ・ がん診療連携拠点病院は、標準的ながんの診療を行っている病院や診療所に対する、診療の支援やがん医療・緩和ケア等に関する相談に応じる体制を整備 ・ 相談支援センターを整備し、すべての相談支援センターに、がん対策情報センターによる研修を修了した相談員を配置 ・ 医療機関が対応できる治療・緩和ケア等の具体的な内容や連携の実態など、患者の立場に立った必要な情報を提供
関係団体（看護協会、薬剤師会等）		<ul style="list-style-type: none"> ・ がんに関する正しい知識についての普及啓発に取り組むことにより、地域住民の適切な受療行動を促すとともに、誤解に基づく不安等を解消
県民、患者・家族		<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内のがん医療に関する相談支援や情報の提供体制の現状を知るとともに、今後必要な支援体制や情報について提案